

目標設定型排出量取引制度における
他制度削減相当量算定ガイドライン

令和8（2026）年3月

埼玉県環境部

目 次

第1部	はじめに	1
1	本ガイドラインの目的	1
2	本ガイドラインの構成	1
第2部	他制度削減相当量の対象となる制度	2
1	他制度削減相当量の対象となる制度	2
2	連携省エネ制度	2
(1)	概要	2
(2)	連携省エネルギー措置のケース	2
(3)	連携省エネ制度のフロー	3
第3部	他制度削減相当量の考え方・算定方法	5
1	基本的な考え方	5
(1)	他制度削減相当量	5
(2)	他制度削減相当量の移転量	5
(3)	留意事項	6
2	他制度削減相当量の承認	6
3	他制度削減相当量の対象外とする連携省エネルギー措置	6
4	他制度削減相当量の承認を受ける事業所	7
5	算定方法	7
第4部	手続	8
1	手続のフロー	8
2	他制度削減相当量等算定報告書の作成	9
3	提出方法	10
4	承認（否認）の通知	11

様式第1号 他制度削減相当量等算定報告書

様式第2号 他制度削減相当量等承認（否認）通知書

第1部 はじめに

1 本ガイドラインの目的

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号）に基づく地球温暖化対策計画制度（以下「計画制度」という。）において、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」（以下「県計画書」という。）等の作成・提出を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「取引制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。（以下、計画制度と取引制度を併せて「県制度」という。）

他制度削減相当量は、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（令和7年埼玉県告示第30号。以下「指針」という。）別表第5-1（2）に「知事が別に定める他法令等の規定に基づき算定された排出量の削減量に相当する量について、知事が認め、発行する量」として規定されており、県内の取引制度対象事業所の目標達成に利用できる。

本ガイドラインは、他制度削減相当量の対象とする制度、適用範囲、算定方法及び手続について定めるものである。

2 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの概要について記載したものである。

第2部は、他制度削減相当量の対象となる制度について記載したものである。

第3部は、他制度削減相当量の考え方及び算定方法について記載したものである。

第4部は、他制度削減相当量の承認を受けるための手続について記載したものである。

第2部 他制度削減相当量の対象となる制度

1 他制度削減相当量の対象となる制度

他制度削減相当量は指針別表第5 1 (2)に「知事が別に定める他法令等の規定に基づき算定された排出量の削減量に相当する量について、知事が認め、発行する量」と規定されている。この「知事が別に定める他法令等の規定に基づき算定された排出量の削減量に相当する量」とは次のとおりとする。

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号、以下「省エネ法」という。）第50条第1項の規定による連携省エネルギー措置が実施される事業所において、当該措置に係る目標設定ガス排出量から、同条第2項第3号に規定により算定された当該措置に係る自らのエネルギー使用量に係る目標設定ガス排出量を控除した量

具体的な算定例については第3部において記載する。

以下、連携省エネルギー措置を講じ、複数事業者が連携してエネルギー使用量を削減する制度を本ガイドラインでは「連携省エネ制度」という。

2 連携省エネ制度

(1)概要

連携省エネ制度は、平成30年12月施行の省エネ法改正により創設された制度で、複数の事業者が連携して省エネルギーに資する取組（連携省エネルギー措置）を実施した場合に、定期報告書で連携による省エネルギー量を事業者間で分配して報告することができる制度である。

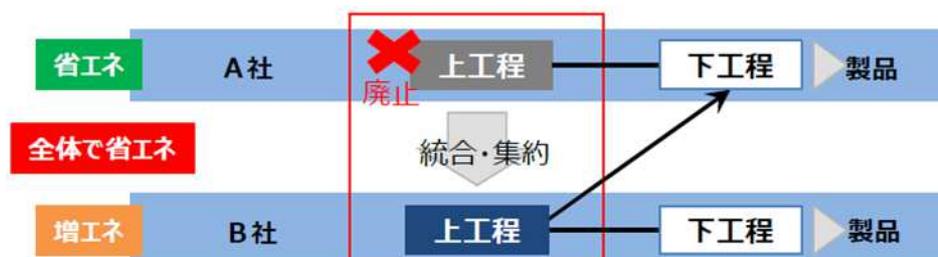
制度を利用するためには、連携省エネルギー計画を作成し、経済産業局に提出し、認定を受ける必要がある。

(2)連携省エネルギー措置のケース

連携省エネ制度では、複数の連携省エネルギー措置のケースが想定されるが、ここでは代表的な2つのケースを示す。

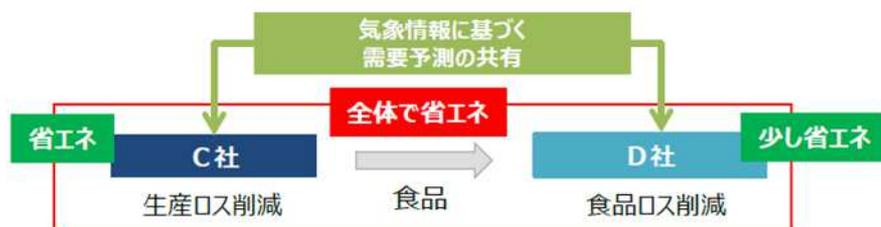
ケース1 事業者間の設備集約

統合側（B社）のエネルギー使用量は増加するため、連携省エネルギー措置に関する量を分配し、双方にとってプラスとなるようにする。



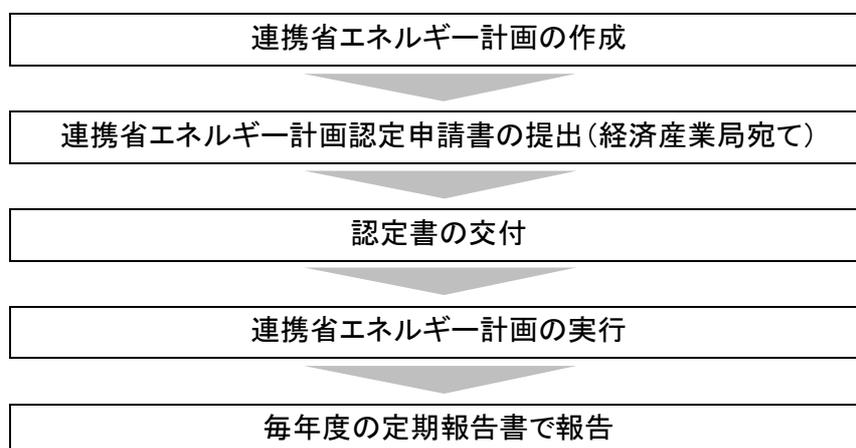
ケース2 サプライチェーン連携による最適化

双方ともエネルギー使用量は減少するが、取組へ関与の度合い等に応じた柔軟な省エネルギー量の分配をする。



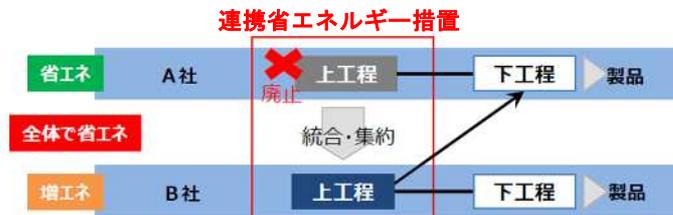
(3) 連携省エネ制度のフロー

連携省エネ制度の利用に係るフローを以下に示す。



なお、連携省エネルギー計画認定申請書は、計画に関与する複数の事業者による共同申請となっている。一方、毎年度の定期報告書は共同申請ではなく、各事業者が報告するものである。

参考 連携省エネルギー措置を講じた事業所の定期報告書における算定例
(2(2)ケース 1「事業者間の設備集約」モデル)



連携省エネルギー計画の内容

- ・ 連携省エネルギー措置
 - A社とB社の上工程における半製品の製造をB社に統合・集約
- ・ 連携省エネルギー措置に関するそれぞれのエネルギー使用量の算出方法
 - 半製品の製造量で按分

算定対象年度における連携省エネルギー措置にかかるエネルギー使用量（上工程のエネルギー使用量）と半製品の製造量は次のとおりであった。

上工程のエネルギー使用量		上工程の半製品の製造量	
都市ガス	400 千 m ³	A社	10,000t
電気	600 千 kWh	B社	30,000t

連携省エネルギー計画のエネルギー使用量の算出方法に基づき、各社の連携分のエネルギー使用量を算定すると次のとおりとなる。

	連携分のエネルギー使用量	
	A社	B社
都市ガス	100 千 m ³	300 千 m ³
電気	150 千 kWh	450 千 kWh

省エネ法の定期報告書は事業者ごとに報告をするものであり、連携分を除いた事業者全体のエネルギー使用量と、連携分のエネルギー使用量を報告する。

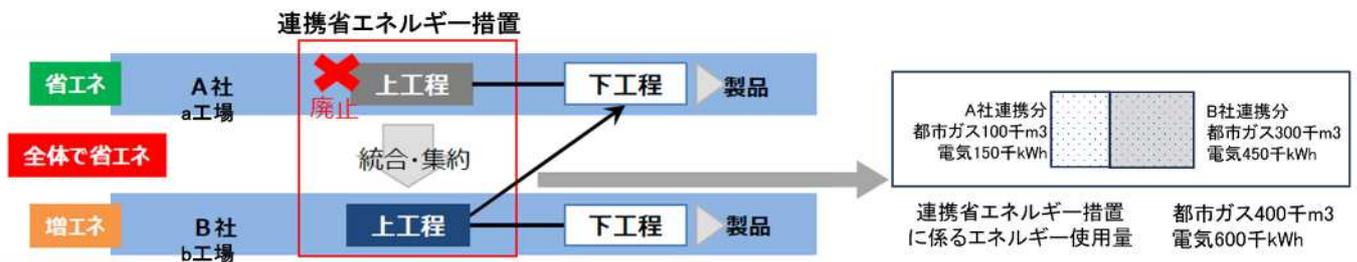
第3部 他制度削減相当量の考え方・算定方法

1 基本的な考え方

(1) 他制度削減相当量

他制度削減相当量は、連携省エネルギー措置におけるエネルギー使用量の分配の考え方に基づき、事業所の排出削減量に充当できるものである。

第2部2(2)ケース1を元に例を示す。



	A社	B社
省エネ法 定期報告書 (事業者全体で報告)	 A社全体(連携分除く) + A社連携分	 B社全体(連携分除く) + B社連携分
県 計画書 (大規模事業所は 事業所ごとに報告)	 a工場(連携分除く) + (他事業所分)	 b工場(連携分除く) + 連携省エネルギー措置分(A社連携分 B社連携分) + (他事業所分)
他制度削減 相当量等	他制度削減相当量の移転量 278t-CO ₂ A社連携分(都市ガス100千m ³ 、電気150千kWh)から算定される目標設定ガス排出量 278t-CO ₂ が他制度削減相当量の移転量となり、a工場の排出削減量を相殺する。	他制度削減相当量 278t-CO ₂ A社連携分(都市ガス100千m ³ 、電気150千kWh)から算定される目標設定ガス排出量 278t-CO ₂ が他制度削減相当量となり、b工場の排出削減量に充当する。

省エネ法の定期報告書においては、各事業者が連携省エネルギー措置を除いた分と措置に係る自らの分について、エネルギー使用量を報告する。

一方、県制度における目標設定ガス排出量の算定では、連携省エネルギー措置に係る a 工場分の排出量は、実際に目標設定ガスを排出している b 工場の排出量として算定する。

その上で県制度において、b 工場に対して a 工場分の排出量を他制度削減相当量として発行し、b 工場の排出削減量に充当することができる。

(2) 他制度削減相当量の移転量

他制度削減相当量の移転量とは、他制度削減相当量が発行された場合に、その発行された事業所以外の事業所の排出削減量を相殺するものである。

(1) の例において、a 工場が取引制度の対象事業所である場合には、連携省エネルギー措置に係る a 工場分の排出量を a 工場の排出削減量から他制度削減相当量の移転量として相殺することとなる。

(3)留意事項

他制度削減相当量及びその移転量は、各年度ではなく、削減計画期間における排出削減量に充当又は相殺するものである。

また、他制度削減相当量は超過削減量及びオフセットクレジット（県内中小クレジット、再エネクレジット、県外クレジット、森林吸収クレジット及び東京連携クレジット）とは異なり、排出量取引により取得又は譲渡できない。

2 他制度削減相当量の承認

他制度削減相当量の承認に当たっては、以下の条件を満たしていることとする。

他制度削減相当量の承認の条件

- ・連携省エネルギー計画について認定を受けていること
- ・算定対象年度の定期報告書において、連携分のエネルギー使用量が計上されていること

3 他制度削減相当量の対象外とする連携省エネルギー措置

設備の集約や他事業所のエネルギー供給などの連携省エネルギー措置については、県制度の「基準排出量の変更」や「他事業所へのエネルギー供給量の算定」などにより、エネルギー使用量の分配が排出削減量に反映されている場合がある。

このような場合に、他制度削減相当量を排出削減量に充当することは、一部の事業所の目標達成に過剰に有利に働くことになるため、以下の(A)～(D)のいずれかに該当する場合は、他制度削減相当量の承認の対象外とする。

他制度削減相当量として承認されない連携省エネルギー措置

- (A) 基準排出量変更協議の対象となるもの
- (B) 県計画書において、連携により分配したエネルギー使用量が算定されているもの
- (C) 県制度における事業所ごとの連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量が不明であるもの
- (D) 県制度では算定対象としていないエネルギー使用量に関するもの

(A) については、設備の集約により集約側の基準排出量を増加する場合は例として挙げられる。設備の集約（増加）により増加した排出量は、基準排出量の増加分により補われている。

(B) については、熱源設備の集約などにより、連携省エネ制度の対象事業所へエネルギーを供給している場合は例として挙げられる。県計画書では、他事業所へエネルギーを供給した場合は、その供給分を控除することとしている。

(C) については、連携省エネルギー計画において、事業所ごとのエネルギー使用量の算定方法が示されておらず、エネルギー使用量の分配が困難な場合が例として挙げられる。

(D) については、「荷主間連携による物流効率化」などが例として挙げられる。事業所外における移動体のエネルギー使用量は県制度では算定対象外としている。

4 他制度削減相当量の承認を受ける事業所

連携省エネルギー措置は複数の事業者間で取り組む制度であることから、他制度相当量及びその移転量のいずれも承認を受けるものである。

なお、連携省エネルギー措置に関係する全ての事業所が、県制度の対象（大規模事業所）とは限らないが、「1 基本的な考え方」に基づき、他制度削減相当量の発行が見込まれる大規模事業所が1事業所以上措置に関連している場合は、その承認を受けることができる。（他制度削減相当量の移転量の発行しか見込まれない場合は承認を受ける必要はない。）

5 算定方法

他制度削減相当量及びその移転量は、以下のとおり算定する。

他制度削減相当量[t-CO₂]

$$\begin{aligned} &= \text{①連携省エネルギー措置全体の目標設定ガス排出量[t-CO}_2\text{]} \\ &\quad - \text{②連携省エネルギー措置のうち、他制度削減相当量の承認を} \\ &\quad \text{受けようとする当該事業所分の目標設定ガス排出量[t-CO}_2\text{]} \end{aligned}$$

他制度削減相当量の移転量[t-CO₂]

$$= \text{③連携省エネルギー措置のうち、他制度削減相当量の移転量の承認を} \\ \text{受けようとする当該事業所分の目標設定ガス排出量[t-CO}_2\text{]}$$

①は連携省エネルギー措置全体に係るエネルギー使用量から算定される目標設定ガス排出量となる。

②は連携省エネルギー措置のうち、他制度削減相当量の承認を受ける事業所分のエネルギー使用量から算定される目標設定ガス排出量となる。

③は連携省エネルギー措置のうち、他制度削減相当量の移転量を受ける事業所分のエネルギー使用量から算定される目標設定ガス排出量となる。

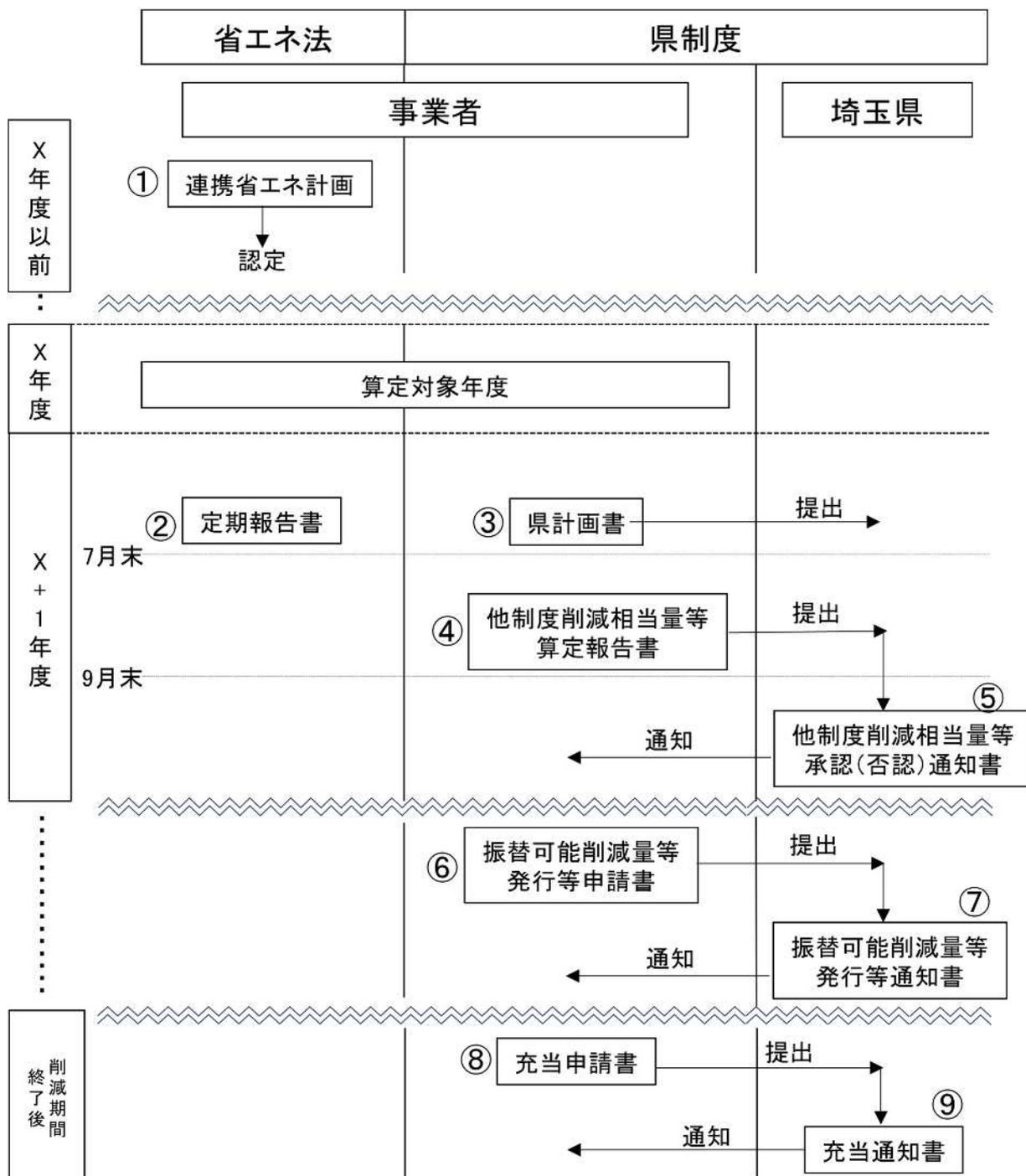
他制度削減相当量及びその移転量の承認を受ける当該事業所分のエネルギー使用量は、省エネ法第50条第2項第3号に定める方法により算定する。

エネルギー使用量に相当する燃料等使用量から目標設定ガス排出量を算定する方法は「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン 第5章 エネルギー起源CO₂排出量及びエネルギー使用量の算定」を参照されたい。

第4部 手続

1 手続のフロー

他制度削減相当量の発行に関連する手続のフローを以下に示す。



目標設定型排出量取引制度における他制度削減相当量算定ガイドライン

- ① 事業者は連携省エネルギー計画を作成し、関係する事業者の連名で連携省エネルギー計画認定申請書を経済産業局に提出する。計画が適当である場合には認定書の交付を受ける。
- ② 事業者は前年度のエネルギー使用量等について定期報告書を7月末までに主務大臣に提出する。
- ③ 事業者は前年度の目標設定ガス排出量などについて県計画書を7月末までに県に提出する。
- ④ 事業者は他制度削減相当量の承認を受けるため、他制度削減相当量等算定報告書を②、③の提出後9月末までに県に提出する。
- ⑤ 県は④で提出された報告書について審査し、適当である（適当でない）と認められる場合は他制度削減相当量等承認（否認）通知書を事業者に通知する。
- ⑥ 事業者は他制度削減相当量を発行するため、振替可能削減量等発行等申請書を県に提出する。
- ⑦ 県は⑥で提出された申請書について審査し、適当であると認められる場合は振替可能削減量等発行等通知書を事業者に通知する。
- ⑧ 事業者は、削減期間の終了後に、⑦により発行された他制度削減相当量を排出削減量に充当するため、充当申請書を県に提出する。
- ⑨ 県は充当通知書を事業者に通知する。

ただし、他制度削減相当量の移転量の承認を受けた事業者の⑥～⑨の手続きについては、以下の取扱いとする。

【他制度削減相当量の移転量の承認を受ける事業者の手続】

- ⑥ 他制度削減相当量が発行された場合、自動的にその移転量も発行されるため、手続は不要である。
- ⑦ 県からの通知はない。
- ⑧ 他制度削減相当量の移転量は、削減期間の排出削減量を自動的に相殺するため、手続は不要である。
- ⑨ 県からの通知はない。なお、排出削減量が相殺された結果は削減期間終了後に、県から通知される大規模事業所目標達成状況確認通知書で確認することができる。

以降は、④他制度削減相当量等算定報告書の作成及び提出に関連する項目について記載する。なお、「⑥振替可能削減量等発行等通知書」、「⑧充当申請書」の作成及び提出については、「目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン」を参照されたい。

2 他制度削減相当量等算定報告書の作成

削減量の承認を受けるための「他制度削減相当量等算定報告書（様式第1号）」の記載項目と添付資料は以下のとおりである。

<記載項目>

様式第1号その1

- ・代表申請者及び共同申請者の氏名及び住所
 - 他制度削減相当量及びその移転量の承認を受ける全ての者を記載する。(連携省エネ計画の共同事業者であっても、連携省エネ措置に係る大規模事業所を有しない事業者は記載しない。)
- ・算定対象年度
- ・連絡先

様式第1号その2

- 1 連携省エネルギー計画の概要
 - ・連携省エネルギー計画の認定日
 - ・連携省エネルギー措置の内容

- 2 承認を受けようとする他制度削減相当量の概要
 - ・事業所の名称
 - ・事業所の所在地
 - ・事業所番号
 - ・承認を受けようとする削減量の種類(他制度削減相当量又はその移転量を選択する)
 - ・承認を受けようとする量

<添付資料>

- ・連携省エネルギー計画認定申請書の写し*
- ・連携省エネルギー計画認定申請に係る認定書の写し*
- ・算定対象年度の実績に係る定期報告書
 - 様式第1号の申請者欄に記載された事業者の定期報告書
- ・他制度削減相当量等の算定資料
 - 県計画書の添付資料である算定資料(B事業所、C事業所用)のうち、目標設定ガス排出量の算定に必要なシートを用い、連携省エネルギー措置全体及び連携省エネルギー措置に関連する全事業所分(他制度削減量及びその移転量の承認を受けない事業所を含む。)の目標設定ガス排出量を算定する。
- ・その他知事が必要と認める資料

* 初回の提出以降に、変更がない場合は提出不要

3 提出方法

他制度削減相当量等算定報告書は、算定対象年度の翌年度9月末までに県に電子メールで提出する。

メールの提出に当たっては、以下のとおりとする。

(提出先) a3030-03@pref.saitama.lg.jp

(温暖化対策課計画制度・排出量取引担当メールアドレス)

(件名) 他制度削減相当量等算定報告書の提出 (代表事業者名)

(添付ファイル)

- ・他制度削減相当量等算定報告書 (Excel 形式)
- ・連携省エネルギー計画認定申請書の写し*
- ・連携省エネルギー計画認定申請に係る認定書の写し*
- ・算定対象年度の実績に係る定期報告書
- ・他制度削減相当量等の算定資料 (Excel 形式)
- ・その他知事が必要と認める資料

* 初回の提出以降に、変更がない場合は提出不要

4 承認(否認)の通知

県は提出された他制度削減相当量等算定報告書を審査し、結果を様式第 2 号により通知する。

様式第1号（他制度削減相当量算定ガイドライン）その1

	年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事		
(代表申請者)		
住 所		
氏 名		
(共同申請者)		
住 所		
氏 名		
(法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)		
※共同申請者が2者以上の場合は、記入欄を追加すること。		
<h3>他制度削減相当量等算定報告書</h3> <p>目標設定型排出量取引制度における他制度削減相当量算定ガイドラインの規定により、他制度削減相当量（及び他制度削減相当量の移転量）の承認を受けたいので申請します。</p>		
算定対象年度	年度	
概 要	別添のとおり	
連 絡 先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
備考		

目標設定型排出量取引制度における他制度削減相当量算定ガイドライン

様式第1号（他制度削減相当量算定ガイドライン）その2

1 連携省エネルギー計画の概要

(1) 連携省エネルギー計画の認定日

認定日	
-----	--

(2) 連携省エネルギー措置の内容

--

2 承認を受けようとする他制度削減相当量の概要

事業所1	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所番号	
承認を受けようとする他制度削減相当量の種類	他制度削減相当量
承認を受けようとする量	t-CO ₂

事業所2	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所番号	
承認を受けようとする他制度削減相当量の種類	
承認を受けようとする量	t-CO ₂

※事業所が3以上の場合にあつては、本紙を追加し、事業所1,2の欄を事業所3以降に変更して記載すること。

以下の資料を添付すること

- ① 連携省エネルギー計画認定申請書の写し(初回の提出以降に、変更がない場合は提出不要)
- ② 連携省エネルギー計画認定申請に係る認定書の写し(初回の提出以降に、変更がない場合は提出不要)
- ③ 算定対象年度の実績にかかる定期報告書
- ④ 他制度削減相当量等の算定資料
- ⑤ その他知事が必要と認める資料

様式第2号（他制度削減相当量算定ガイドライン）

他制度削減相当量等承認（否認）通知書

年 第 号
月 日

様

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった他制度削減相当量等については、目標設定型排出量取引制度における他制度削減相当量算定ガイドラインの規定により次のとおり決定したので通知します。

算定対象年度	年度		
申請の概要	別紙のとおり		
審査結果	<p>1 申請どおり承認します。</p> <p>2 次の理由により、申請された内容では承認できません。</p> <table border="1" data-bbox="628 1487 1366 1579"> <tr> <td>否認の理由</td> <td></td> </tr> </table>	否認の理由	
否認の理由			
備考			

(日本産業規格A列4番)

様式第2号（他制度削減相当量算定ガイドライン） 別紙

申請の概要

事業所1

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業番号	
承認を受けようとする 他制度削減相当量 の種類	
承認を受けようとする 量	t-CO ₂

事業所2

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業番号	
承認を受けようとする 他制度削減相当量 の種類	
承認を受けようとする 量	t-CO ₂